

1 報告事項

千葉市が保有する森林に係る個人情報を千葉県森林クラウドと通信回線による電子計算機の結合を行い、千葉県に提供することについて（千葉市個人情報保護条例第10条第4項）

2 森林クラウドの概要

県及び市町村が保有する森林関連情報（樹種、材積、地位、森林の所有者等の情報をいう。）を森林クラウドに集積し、リアルタイムでの情報活用を図るためのシステムである。各業務の台帳と地図情報が連携し、共有する電子地図上で表示される（資料1-2参照）。

森林クラウドで県及び市が管理する台帳及び地図情報は下記のとおり

千葉市が管理する情報：林地台帳、森林の土地に関する地図（林地台帳地図）
 千葉県が管理する情報：森林簿、森林計画図

※ 事務の詳細については資料1-3参照。

3 個人情報を取り扱う事務の名称及び概要

(1) 事務を所掌する組織の名称

経済農政局農政部農政センター農業経営支援課

(2) 個人情報を取扱う事務の名称及び概要

ア 林地台帳運用業務【所有者届】

法務局、地方公共団体、森林組合等が保有している森林に関する情報を一元的に林地台帳として整備・公表する業務。法務局からの登記情報や所有者からの届出等（※）に基づき、森林の土地の所有者等の情報を随時更新する。

※森林の土地の所有者届出書

個人・法人を問わず、売買、相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合に、その面積にかかわらず、提出が義務付けられているもの

◆情報の反映（含まれる個人情報）：市は林地台帳に反映（森林の土地の所有者 氏名・住所）

イ 伐採届及び状況報告書管理業務【伐採届】

森林の所有者等は、「地域森林計画」の対象民有林の伐採を行う場合は、市町村に対して、事前に「伐採及び伐採後の造林の計画の届出」（伐採届）の提出が義務付けられている。

市は、適切な森林施業の確保を図るため、市町村森林整備計画との適合性等を確認するとともに、必要に応じて森林所有者等への指導等を行う。

◆情報の反映（含まれる個人情報）：県は森林簿に反映（森林の所有者及び伐採者 氏名・住所）

ウ 森林経営計画認定業務【森林経営計画】

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」は、自らが経営する一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について、単独又は共同で森林経営計画を作成し、市町村長等の認定を受けることができることとされており、対象の森林が本市の区域内にある場合は、本市が認定審査を行うこととなる。

◆情報の反映（含まれる個人情報）：市は林地台帳に反映（森林所有者 氏名・住所）、県は森林簿に反映（森林所有者 氏名・住所）

※事務の詳細については資料1-3参照。

4 結合の条件等

(1) 結合先

千葉県（県内各市町村は千葉県の保有する千葉市域の情報は閲覧できるが、千葉市の保有する情報を閲覧することはできない。）

(2) 結合する理由

平成31年4月1日から施行された森林経営管理法（平成30年法律第35号）により、市町村の責務として、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記された。

これまでは、森林関連情報は県が整備し、それを基に県が林業事業体を支援していたが、今後は市町村が主体となり森林整備を進めていくためには、今まで森林関連情報を管理し森林整備の支援を行ってきた県と情報共有できる環境が必要になった。

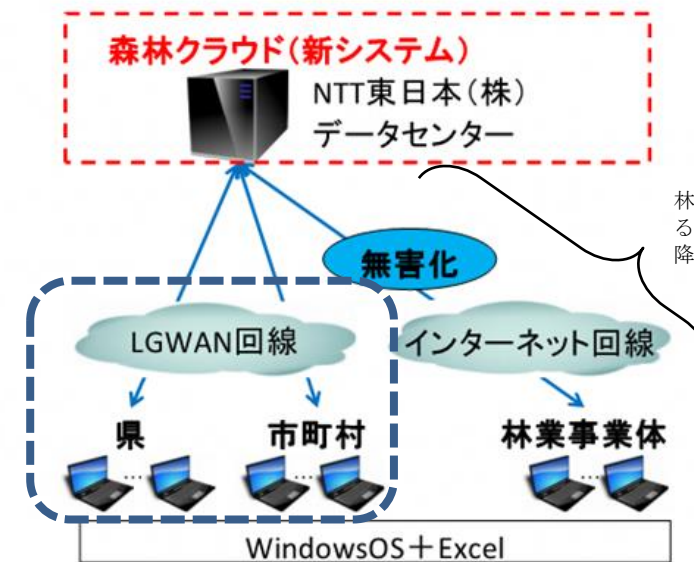
さらに、市町村主体の森林整備の一環として、平成31年4月1日から林地台帳制度の運用が始まった。これは、市町村が森林所有者情報（森林所有者等の氏名、住所などをいう。）を整備し、林業事業体等に情報提供を行うための制度であり、林地台帳の更新は県が整備する森林計画図及び森林簿の更新と連動する必要がある。

これらの新しい取り組みを円滑に実施するためには、情報の共有と業務の進捗状況をオンラインにより相互に確認できるシステムが必要不可欠となる。

(3) 結合の条件

千葉県森林クラウドは、NTT東日本(株)のデータセンターにサーバを設置し、県と市町村間の回線は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークとして既に利用されているLGWAN※（総合行政ネットワーク）を使用する。

※ 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の相互利用を図ることを目的とし、地方公共団体情報システム機構が整備・運営する高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。



林業事業体とオンライン結合ができるようになるのは令和2年4月以降の予定。

(4) 個人情報の保護措置

資料1-4参照

